

令和元年（2019年）8月26日
子ども文教委員会資料
子ども教育部子ども家庭支援センター

中野区母子生活支援施設指定管理者の募集について

令和2年3月末をもって指定管理期間が終了する母子生活支援施設指定管理について、令和2年度からの新たな指定管理者を選定するため、中野区公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例等に基づき、下記のとおり公募する。

記

1 対象施設の概要

- (1) 名 称 中野区母子生活支援施設
- (2) 所在地 中野区中央五丁目

2 実施事業

- (1) 児童福祉法第23条第1項に規定する母子保護の実施
※拡充事業（アフターケア事業）として、ひとり親家庭交流会・子育て相談会を実施
- (2) 施設の維持管理
※施設・設備の維持管理、入所者等の安全管理、災害時の対応等
- (3) 区長が必要と認める事業（個別委託事業6事業）
 - ①子どもショートステイ事業（要保護児童に対する一時保護事業を含む）
 - ②トワイライトステイ事業
 - ③ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の電話受付
 - ④子育て電話相談
 - ⑤母子家庭等緊急一時保護事業
 - ⑥母子一体型ショートケア事業【新規事業】
- (4) その他
新たな地域展開、個別委託事業の充実等事業者提案による事業

3 管理運営方法

指定管理者が管理運営する方法とする。

4 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日（5年間）

5 選定方法

企画提案公募型事業者選定方式（プロポーザル方式）により選定する。

6 今後のスケジュール（予定）

令和元年	8月下旬～9月下旬	事業者募集期間
10月初旬		応募事業者選定（書類審査・ヒアリング）
10月中旬		指定管理候補者の決定
11月下旬		議案提案（指定管理候補者の指定について）
12月下旬		基本協定の締結
令和2年	4月	指定管理者による業務開始